

公益財団法人香川成人医学研究所  
定 款

第 1 章 総 則

(名称)

**第 1 条** この法人は、公益財団法人香川成人医学研究所（愛称：WellSpace）と称する。

(事務所)

**第 2 条** この法人は、主たる事務所を香川県坂出市に置く。

2 この法人は、理事会の承認を得て、従たる事務所を置くことができる。

(目的)

**第 3 条** この法人は、成人疾患に関する総合的研究を推進すると共に、健診、特定保健指導、診療、運動療法、栄養指導といった健康にかかわる要素を総合的に機能した組織を確立することによって地域の人たちの健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

**第 4 条** この法人は、前条の目的を達成するために、香川県内において次の事業を行う。

- (1) 予防医学に関する健診業務
- (2) 特定保健指導
- (3) 医学講演会
- (4) 予防医学に関する栄養指導講座の開催
- (5) 市民の健康増進に関する支援事業
- (6) 医学研究に関する助成
- (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 診療業務
- (2) その他、前号に定める事業に関連する事業

(公告の方法)

**第 5 条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

第 2 章 財産及び計算

(財産の構成)

**第 6 条** この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(財産の種別)

**第 7 条** この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(ア) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 172 条第 2 項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定められた基本財産（以下「不可欠基本財産」という。）

(イ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第

1 6号に規定する、第4条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産（以下「不可欠特定財産」という。）

（ウ）その他、理事会で基本産目録に繰り入れることを承認した財産

（エ）公益法人に移行日以降に基本財産として寄付された財産

3 この法人の公益法人移行時の基本財産は、別表に掲げる基本財産とする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（特定財産の維持及び処分）

**第8条** 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるとともに、やむを得ない理由によりその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供するときには、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

2 基本財産の維持管理及び処分について必要な事項は、評議員会の承認により別に定める基本財産管理規定による。

（財産の管理、処分及び運用）

**第9条** この法人の財産については、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は理事長が行うものとし、その方法は、評議員会の承認を得て、別に定める財産管理運用規定によるものとする。

（事業年度）

**第10条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

**第11条** この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会に報告する。ただし、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。ただし、この収入及び支出は新たに成立した予算とみなす。

3 理事長は、第1項の事業計画書及び収支予算書を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び収支決算）

**第12条** この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が財産目録、事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書）並びにこれらの付属明細書（以下「計算書類」という。）を作成し、監事の監査及び理事会の承認を経て、その事業年度経過後3ヶ月以内に定時評議員会の決議を得なければならない。

2 前項の計算書類は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、定時評議員会の終了後遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を法令の定める所により公告しなければならない。

（長期借入金）

**第13条** この法人が資金の借入をしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲渡する場合にあっては、前項と同様の手続きを経なければならない。

（会計の原則）

**第14条** この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

**第15条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
  - (2) 副理事長 1人以内
  - (3) 専務理事 1人以内
  - (4) 理事(理事長、副理事長、専務理事を含む) 3人以上6人以内
  - (5) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。
  - 3 理事長、副理事長、専務理事は理事の互選とする。
  - 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
  - 5 理事の内、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等以内の親族、その他特別な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
  - 6 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員職務)

**第16条** 理事長はこの法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、予め決められた順位により、その職務を行う。
- 3 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき常務を処理する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事会は、理事長以外の理事の中から、業務を分担執行する法人法上の業務執行理事を選任することができる。業務執行理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 6 理事長及び前項の業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務の執行を監査すること。
  - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
  - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認められたとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められたときは、遅滞なくその旨を評議員会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号に規定する場合において、必要があると認められたときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
  - (6) 前号の規定により請求した日から5日以内に、その請求した日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合は、その請求した監事は、直接理事会を招集すること。
  - (7) 理事会が評議員会に提出しようとする議案その他法令で定める書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認められたときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (8) その他法令に定められた業務を行うこと。

(役員欠格事由)

**第17条** 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事となることができない。

- (1) 法人法第177条において準用する法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第177条において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は同項第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

- (3) 認定法第6条第1項第1号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1項第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員の地位の喪失)

**第18条** この法人の理事又は監事は、前条第1項各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の理事又は監事としての地位を喪失する。この場合において、当該役員としての地位を喪失した者については、次条第3項の規定は適用しない。

(役員任期)

**第19条** 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合において、後任者が就任するまでは、役員として権利義務を有する。

(役員解任)

**第20条** 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任については、総評議員の4分の3以上の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったと認められるとき。

(役員報酬等)

**第21条** 役員には、評議員会で別に定める支給基準により報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の承認により別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

**第22条** 理事は、次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員責任の免除)

**第23条** この法人は、理事及び監事は、法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

**第24条** この法人は、理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べるため、顧問又は相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験者及び職歴経験者の内から理事長が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(理事会の構成)

**第25条** 理事会は全ての理事をもって構成する。

(理事会の機能)

**第26条** 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
  - (4) 法人法第181条第1項に規定する評議員会の招集に関する事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 法人の業務の適性を確保するための体制の整備
  - (4) 法人法198条において準用される同法第111条第1項の規定に基づく役員等の責任の免除

(理事会の種類及び開催)

**第27条** 理事会は定例理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の規定により請求した日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第16条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は同条第7項第6号の規定により、監事が招集したとき。

(理事会の招集)

**第28条** 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び第16条第7項第6号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第16条第7項第5号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

**第29条** 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、予め理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

**第30条** 理事会は理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の決議)

**第31条** 理事会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の決議の省略)

**第32条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものと見なす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

**第33条** 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

**第34条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員の定数及び選任等)

**第35条** この法人は3人以上6人以内の評議員を置く。

2 評議員は、この法人に別に定める評議員選考委員会の決議によって選任及び解任する。

3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の欠格事由)

**第36条** 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。

(1) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者

(2) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 認定法第6条第1項第1号に該当する者

(4) 認定法第6条第1項第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(評議員の地位の喪失)

**第37条** この法人の評議員は、前条第1項各号に該当するに至ったとき、自動的にこの法人の評議員としての地位を喪失する。この場合において、当該評議員としての地位を喪失した者については、次条第3項の規定は適用しない。

(評議員の任期)

**第38条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。ただし、補欠として選任された評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

**第39条** 評議員には、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会で別に定める支給基準により、報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議において別に定める。

(評議員会の構成等)

**第40条** この法人の評議員会は、評議員をもって構成し、評議員は評議員会において各1個の議決権を有する。

- 2 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

(評議員会の機能)

**第41条** 評議員会は、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り議決することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、第43条第3項の書面に記載した目的である事項以外は議決することができない。

(評議員会の開催)

**第42条** 定時評議員会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時評議員会は次に掲げるときに開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 評議員から、理事長に対し会議の目的である事項及びし招集の理由を示して請求があったとき。
  - (3) 前号の規定により請求をした評議員が、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(評議員会の招集)

**第43条** 評議員会は、前条第2項第3号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の承認によって、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員が招集する場合を除き、理事長が評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、評議員会の日の1週間前までに、書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 4 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員全員の同意を得て、電磁的方法によって通知することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(評議員会の議長)

**第44条** 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の定足数)

**第45条** 評議員会は、評議員の過半数の出席が無ければ開会することができない。

(評議員会の決議)

**第46条** 評議員会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会の決議の省略)

**第47条** 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

**第48条** 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものと見なす。

(評議員会の議事録)

**第49条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

**第50条** この定款は、評議員会において、評議員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。ただし、第3条に規定する目的並びに第35条第2項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第53条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する目的並びに第35条第2項に規定する評議員の選任及び解任の方法については、評議員会において、評議員総数の4分の3以上の決議を得なければ変更することができない。

3 前2項の変更を行った場合には、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併)

**第51条** この法人は、評議員会において、評議員総数の3分の2以上の決議を得ることにより、他の法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為を行う場合には、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

**第52条** この法人は、法人法第202条第1項第2項を除く、第2項及び第3項に規定する事由による他、第3条に規定する目的を達成したときは、評議員会において、評議員総数の4分の3以上の決議を得ることにより、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

**第53条** この法人が公益認定の取り消しを受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する財産を公益認定の取り消しを受けた日又は合併により消滅する日から1ヶ月以内に、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は同法第5条第17項イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

2 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、前項に規定する公益法人等に寄付する。

## 第7章 事務局

(事務局)

**第54条** この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

(書類等の備置き及び閲覧等)

**第55条** この法人の事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員名簿及び役員名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 財産目録
- (5) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類等
- (6) 監査報告書
- (7) 評議員会議事録及び理事会議事録
- (8) 認定法第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項各号の書類等の備置き及び閲覧等の期間については法令の定めによる。

## 第8章 補則

(委任)

**第56条** この定款に定めるものの他、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記日から施行する。
- 2 一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散登記日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、松浦和義とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、別紙役員名簿に掲げる者とする。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第7条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	10,000,000円 百十四銀行坂出支店 定期預金 口座番号 0033486

平成24年4月 1日	施行
平成25年7月 1日	一部改正
平成26年1月23日	一部改正
平成30年2月 6日	一部改正
令和 4年6月18日	一部改正

# 役員名簿

理事（任期：令和6年6月～令和8年6月迄）

(ふりがな) 氏名	生年月日	現在の役職
まつうら かすのり 松浦 和義	昭和37年8月9日	公益財団法人香川成人医学研究所 代表理事（理事長）
すわ てるお 諏訪 輝生	昭和22年10月10日	公益財団法人香川成人医学研究所 専務理事
おおぼやし しげゆき 大林 成行	昭和15年6月20日	東京理科大学名誉教授 公益財団法人香川成人医学研究所 理事
ながお しゅうじ 長尾 修自	昭和33年1月3日	社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院副院長 公益財団法人香川成人医学研究所 理事
やまにし ひろやす 山西 弘泰	昭和31年10月31日	公益財団法人香川成人医学研究所 理事
しわ まさあき 志和 正明	昭和39年1月18日	公益財団法人香川成人医学研究所 理事

監事（任期：令和6年6月～令和8年6月迄）

(ふりがな) 氏名	生年月日	現在の役職
びとう まさき 尾藤 正樹	昭和15年11月13日	公益財団法人香川成人医学研究所 監事
なかむら ひであき 中村 秀明	昭和22年10月10日	中村公認会計士税理士事務所 公認会計士・税理士

評議員（任期：令和6年6月～令和10年6月）

(ふりがな) 氏名	生年月日	現在の役職
かわい まさつぐ 河合 正嗣	昭和23年5月10日	社会福祉法人松寿会理事
ふじた かずこ 藤田 和子	昭和42月3月9日	皮膚科医師
まつうら ひろこ 松浦 裕子	昭和40年3月3日	社会福祉法人松寿会 理事長
さの ただし 佐野 正	昭和26月2月3日	株式会社四電工取締役（社外）
よしだ ほづか 吉田 穂東	昭和21年8月3日	一般財団法人西大精神衛生研究所 理事長
がもう たかのり 蒲生 孝則	昭和20年11月4日	社会福祉法人松寿会 監事

公益財団法人香川成人医学研究所

## 公益財団法人香川成人医学研究所

# 令和6年度第46期事業報告

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

## 1 当法人の現況に関する事項

### 1 事業の経過およびその成果

令和6年度は、当法人が設立されてから46年、公益財団法人に登録して13年目の年であった。その間、当研究所では、設立理念である第1次予防から第3次予防までを一貫して実施できる健康診断、保健指導と運動指導及び診療業務を三位一体とした健康増進体制の確立と地域の人たちの健康増進への貢献を目指し、全職員一丸となって取り組んできた。

特に令和6年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延以前の通常の年度に戻った中で、急速に進展する情報技術や検査技術等に対応するため、当研究所の事業の大宗を占める健診部門の近代化、効率化をめざして、翌年度（令和7年度）から開始する新しい健診システムの導入を目指して取り組んできた。新健診システムの導入は、従来から実施してきた当法人の業務形態を新しい時代に則した形に改革するための支援システムとして、組織を挙げて実施しているものである。

また、診療部門では処方箋情報の電子化やリモート（遠隔）診療への取り組み、健康増進事業では特定保健指導対象者への指導や運動指導による地域の人たちへの生活習慣病改善にも取り組んできた。

以上の取り組みにより、令和6年度の全体の収支状況については、診療部門を除いて収入が増加したものの、急速な諸物価の高騰に加えて新健診システム導入のための準備費用も嵩み、非常に厳しいものとなった。

各事業部門ごとの事業状況は以下のとおりである。

### (1) 公1 地域の人たちの健康増進に寄与するための成人疾患の予防に関する総合的健診事業

#### ① 地域の人たちの健康増進に寄与するための健診事業

##### ア 施設健診事業

施設健診について1泊ドックコース、1日ドックコース、生活習慣病コース、特定健診、定期検診など法定健診とともに、年金法改正による短時間労働者の社会保険の適用拡大による影響や近隣健診機関の健診事業縮小等もあり、受診者数は前年度比104.3%と増加した。

午後を実施している人間ドック1日コースは、前年同様5月から11月まで毎月1回、また午後の法定健診も毎週月・水・金曜日に実施したが、受診者数は前年度に比べて1日コースは減少し、法定健診は増加した。

日曜健診は、かがわマンモグラフィーサンデーへの参加も含め7日実施したが、受診者数は1日コース、法定健診ともに前年度に比べて減少した。

また、当年度も生活習慣病コースから人間ドックコースへのアップグレードを積極的に推奨した結果、前年度比186%と大幅に増加した。また、各健診コースにおいて推奨してきた追加のオプション検査の実績は、前年度に比べて103.2%と増加した。

##### イ 移動健診

移動健診は1稼働当たりの受診者数が少ない団体の稼働回数の減少や契約解除、また入札で落札できなかった団体もあり、稼働数（半日単位）は前年比90.3%、受診者数は対前年98.2%となった。ただ収益は当施設で受診した受診者もあり105.4%と増大した。また、繁忙期の5～6月に

はニーズに合わせて移動健診車を1台チャーターして実施した。

#### ウ 健診全般の営業活動の推進

諸物価、諸経費増加に対処するため健診料金の単価の改定を随時実施しているが、これらの説明も含めて、関係団体への営業活動を行うとともに、令和6年度もオプション検査のお客様向け情報（チラシなど）の見直しを行った。

また、ふるさと納税の坂出市の返礼品として健診の検査項目を5件、健康増進コースを3件掲載している。

#### エ 健診の精度管理の向上

健診業務の精度管理向上を目指して、医療技術者や事務職員を各種の学会や研修会に参加させ、最新の技術や知識の習得に努めた。

また、毎年開催しているお客様満足度のアンケート調査について、令和6年度は繁忙期の令和6年7月8日から20日にかけて施設健診の人間ドック、生活習慣病コース、一泊コースの受診者505名に対してを行った結果、回答者のうち91.1%（前年度閑散期12月で90.4%）が「満足」「やや満足」と答えた。なお、「不満」「やや不満」は前年度と同様に皆無であった。

#### オ 作業の効率化、省力化など

令和7年度4月から導入する新しい健診システムの稼働開始に向けた準備のため、導入するシステムの学習や問題点の対策などシステム導入委託会社との打ち合わせを重ねた。また当該システムと接続する既存の健診機器類の接続の検証や関係会社との打ち合わせなどを進めた。そして、これに合わせて、受付作業の効率化などを図るため、手書きの問診表からWEBでの問診票作成への導入準備を行った。

また、令和元年5月から開始した1日コースの受診者を対象にスマホのCARADAアプリの登録数は、令和6年度末で約6,400人（同コースの50.6%）に達し、健康情報の送信に効果を上げている。そして新健診システムの本格的稼働時にはこれを使って健康診断結果のデータ送信を検討しており、結果表のペーパーレス化並びに作業の省力化に貢献できるものと期待している。

### ② 学術研究を通じた地域の人たちのための健康増進事業

#### ア 業績集のとりまとめ

健康診断受診者の実態やがん検診の成績、腹部超音波健診の成績、特定保健指導の実施状況などについてまとめた令和5年度年次報告書を作成し、地域の行政機関や関係団体に配布した。

#### イ 予防医学助成金

当年度は事業運営の状況に鑑み、予防医学助成金の交付を中止した。

## (2) 公2 地域の人たちの健康増進に寄与するための成人疾患に関する啓発事業（健康増進事業）

### ① 特定保健指導事業

特定健診の結果に基づく特定保健指導の積極的支援ならびに動機付け支援に力を入れ、支援体制の強化や対象者への積極的なアプローチなどを行った結果、令和6年度の保健指導実施者数は前年度に比べて103.3%と増加した。また引き続き、人間ドック受診者への生活相談や保健指導、運動指導コース参加者への栄養指導などのほか、坂出市内企業の保健指導業務の受託も行った。

### ② 健康増進事業

#### ア 健康維持・増進コース

保健師、管理栄養士ならびに健康運動指導士が一体となって、診察や健診で生活習慣病やその予備軍と判定された方々、認知症の予防や改善を希望する方々の健康維持増進を支援する「生活習慣病コース（A）」、「生活習慣病コース（B）」ならびに「脳内活性化コース」の3コース

を実施している。ただ最近近隣地域に低価格、24時間使い放題の運動施設が出店し始めたこともあり、各種のキャンペーンを実施しても参加者数は増えず前年度と同程度と低迷している。

#### イ 健康講座・健康講演会

地域の人たちの健康改善や増進の動機付けを図るため健康講座等を開催しており、令和6年度の健康講座は、当研究所の施設内で3回実施した。また、「健康だより」はCARADAアプリに6回掲出し、アプリ登録者に周知した。

また、研究所施設を開放して開催する「健康のつどい」については業務の都合上中止とした。

### (3) 収1 診療事業

診療事業は内科、循環器内科、消化器内科、放射線科で、創立以来かかりつけ医として地域住民の病気の治療や治癒に努めるとともに、収益事業として公益事業の健診事業や健康増進事業を収益面で支えてきた。令和6年度は地域の人口減少や高齢化の進展もあって患者数は前年度に比べて若干(0.3%)減少し、また診療報酬の改正の影響もあり収益も減少した。

またストレスチェック受託の受検者数は前年比136.5%と増加した。

### (4) 収2 受託検査

受託検査は、前年度と同様に坂出市、宇多津町、丸亀市、綾川町および坂出市の香川大学付属の各小・中学校の血液検査を受託したが、小中学生数の減少により受託件数は前年比98.1%と減少した。

### (5) 各事業共通の課題に対する取り組み

各事業のサービス向上や安全・衛生管理の面からも、組織が円滑にかつ効率的に機能することが重要であるとの認識の下、以下のとおり各種の施策を実施した。

#### ① 組織運営体制の強化と情報の「報告・連絡・相談」の徹底

当研究所を組織として円滑に動かすためには、組織としての経営の方針や決定事項等をはじめ、日々発生する事柄や情報の速やかな伝達や連絡、すなわち「報告・連絡・相談」の徹底が必要であるとの認識の下に、当年度も、部課長連絡会議をはじめ各種委員会や打ち合わせ会議などを定期的で開催すると共に議事内容を必ず記録させ、関係職員に回覧し、周知徹底することで組織運営体制の強化に努めた。

#### ② 業務の改善、効率化の推進

業務の改善や効率化は当研究所の緊急かつ重要な課題であり、令和6年度はその最大の目玉である新健診システムの令和7年度からの導入に向けて、所外の経営コンサルタントの指導も得ながら、導入システムの決定、システム導入委託会社との打ち合わせやシステム稼働に向けての取り扱い訓練などを行った。また、その他の部門においても前年度に引き続き事務処理や経理処理などの効率化、省力化に取り組んだ。

#### ③ 収支管理の徹底

令和6年度は健診収入などの伸長により収益が伸びたが、経費はあらゆる費目で着実に上昇するという非常に厳しい経営状況であった。その対策として毎月の部門別の経営収支状況を意識しながら、日々の経費支出について、コスト管理を徹底するよう努めた。

#### ④ 情報提供の迅速かつ有効化

お客様への情報提供について、書類での通知だけでなく、HPIに最新情報を掲出したり、CARADAア

プリ加入者への情報を掲載するなど情報提供の迅速化、有効化に取り組んだ。

なお、事業ごとの予算額、決算額等の状況は以下のとおりであった。

事業別	予算額（円）	決算額（円）	達成率%
公1健康診断事業	565,213,000	602,550,301	106.6%
公2健康増進事業	39,319,000	36,145,755	91.9%
収1診療事業	92,561,000	71,201,060	76.9%
収2受託検査事業	9,550,000	10,181,531	106.6%

## 2 資金調達等

当年度は健診の新システム導入費用等の支払いのため、令和7年2月に百十四銀行から5,000万円の長期借入、同年3月に中国銀行から8,000万円の長期借入により資金調達を行った。

## 3 設備投資

令和6年度は次の設備投資を行った。

- ・ 高圧ケーブル交換 2,310千円、・ 眼圧計 3,552千円 ・ 解析心電計 1,300千円
- ・ 健診システム（一部）6,798千円 ・ 個室ブース 2,826千円 など、合計18,116千円

## 4 直前3事業年度の財産及び損益の状況（単位：円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	682,029,700	670,499,778	690,425,387	720,078,647
当期経常増減額	32,454,353	5,081,171	17,613,046	-7,889,920
当期一般正味財産増減額	27,509,753	488,550	13,727,077	-8,286,453
正味財産期末残高	73,130,167	73,487,099	87,214,176	78,927,723

## 5 余剰金に関する事項

公益目的事業において余剰金が5,142,741円発生したが、新健診システム導入費用として令和7年度内に消費する。

## 6 主な事業内容

事業	主要な事業内容
健康診断事業	定期健康診断、人間ドック、移動健診、研究、研究助成等
健康増進事業	特定保健指導、健康維持・増進コース指導、健康講座、講師派遣等
診療事業	一般診療、ストレスチェック等

## 7 事務所の状況

法人本部 〒762-0035 香川県坂出市横津町3丁目2-31

## 8 主要な借入先及び借入額(令和7年3月31日現在)

借入先	借入残額(円)	借入年月日	償還期間等
百十四銀行(長期)	180,000,000円	平成29年3月31日	20年(0.7%)
百十四銀行(長期)	13,130,000円	平成31年3月29日	7年(0.75%)
百十四銀行(長期)	50,000,000円	令和7年2月27日	7年(0.6%)
中国銀行(長期)	416,000円	令和2年4月30日	5年(0.34%)
中国銀行(長期)	22,760,000円	令和5年7月25日	7年(0.82%)
中国銀行(長期)	80,000,000円	令和7年3月31日	7年(0.45%)
観音寺信金(長期)	50,000,000円	平成29年3月31日	6年(0.75%)
維持会基金(長期)	38,142,998円	令和24年6月1日	23年(1.0%)
合計	434,448,998円		

## 9 許可、認可、承認に関する事項

なし

## 10 株式を保有している場合の概要

百十四銀行株 400株

## 2 役員等に関する事項

### 1 理事

役職名	氏名	任期	常勤・非常勤	報酬等
代表理事	松浦 和義	令和6年6月から2年	常勤	1,200,000円
専務理事	諏訪 輝生	令和6年6月から2年	常勤	600,000円
理事	大林 成行	令和6年6月から2年	常勤	600,000円
理事	志和 正明	令和6年6月から2年	常勤	600,000円
理事	山西 弘泰	令和6年6月から2年	常勤	600,000円
理事	長尾 修自	令和6年6月から2年	常勤	600,000円

### 2 監事

役職名	氏名	任期	常勤・非常勤	報酬等
監事	尾藤 正樹	令和6年6月から2年	非常勤	0円
監事	中村 秀明	令和6年6月から2年	非常勤	0円

### 3 評議員

役職名	氏名	任期	現職	報酬等
評議員	河合 正嗣	令和6年6月から4年	元社会福祉法人松寿会 松ヶ浦荘施設長	0円
評議員	藤田 和子	令和6年6月から4年	まるがめ医療センター医師	0円
評議員	松浦 裕子	令和6年6月から4年	社会福祉法人松寿会理事長	0円

評議員	佐野 正	令和6年6月から4年	株式会社四電工取締役（社外）	0円
評議員	吉田 穂東	令和6年6月から4年	一般財団法人大西精神衛生 研究所理事長	0円
評議員	蒲生 孝則	令和6年6月から4年	社会福祉法人松寿会監事	0円

#### 4 退任した役員等

令和6年6月 監事 山地 圭二氏  
同 評議員 津寄 和美氏

#### 5 役員等の報酬等

区分	人数	報酬等の総額	備考
理事	6名	4,200,000円	
監事	2名	0円	
評議員	6名	0円	
合計	14名	4,200,000円	

- 注) 1. 理事の報酬の額には、使用人兼理事の使用人分給与は含まれていない。  
2. 理事の報酬限度額は、平成25年5月17日開催の第1回定時評議員会において、代表理事600万円以内、副理事長500万円以内、専務理事480万円以内、理事240万円以内と決議されている。  
3. 監事の報酬限度額は、平成25年5月17日開催の第1回定時評議員会において、年額30万円以内と決議されている。

#### 6 職員に関する事項

##### (1) 重要な使用人

職名	氏名	就任年月日	担当
総務部長	岸本 明	令和6年3月1日	法人・総務事務
健診技術統括	西江 誠	令和2年4月1日	健診技術
業務部長	平田 浩登	平成29年3月1日	健診事業事務

##### (2) 従業員数（令和6年4月1日現在）

常勤医師：2名、非常勤医師：12名 看護師・准看護師：12名 臨床検査技師：8名  
診療放射線技師：7名 保健師：3名 管理栄養士：3名  
健康運動指導士など：4名、運動トレーナー：2名 事務職：18名 計71名

#### 7 役員会等に関する事項

##### (1) 理事会

開催年月日	議事事項	会議の結果
令和6年5月25日	令和5年度事業報告・計算書類、同余剰金解消方法、次期役員（理事）候補者、令和6年度定時評議員会招集の承認	可決
令和6年6月22日	代表理事、専務理事の選任承認	可決
令和6年10月26日	令和6年度予防医学助成金の募集中止承認	可決

令和7年3月22日	令和7年度事業計画（案）、収支予算（案）、就業規則等の改正承認	可決
-----------	---------------------------------	----

**(2) 評議員会**

開催年月日	議事事項	会議の結果
令和6年6月22日	令和5年度事業報告、計算書類の承認、次期役員（理事）選任承認	可決

(様式1-1)

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金及び預金	134,413,579	45,072,726	89,340,853
未収金	62,504,453	53,283,099	9,221,354
前払費用	1,219,686	425,715	793,971
預け金	22,780	34,220	△ 11,440
貯蔵品	4,094,502	4,352,438	△ 257,936
流動資産合計	202,255,000	103,168,198	99,086,802
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
退職積立金	3,016,460	3,926,691	△ 910,231
医療機械	1	1	0
受贈土地	120,000,000	120,000,000	0
特定資産合計	123,016,461	123,926,692	△ 910,231
(3) その他固定資産			
建物	237,704,780	246,820,146	△ 9,115,366
建物付属設備	7,674,169	5,707,864	1,966,305
構築物	1,202,113	1,542,830	△ 340,717
医療器械	11,807,112	11,998,295	△ 191,183
車輛運搬具	89,250	179,034	△ 89,784
器具備品	11,861,501	4,630,649	7,230,852
ソフトウェア	930,168	791,576	138,592
電話加入権	562,382	562,382	0
建設仮勘定	19,690,000	0	19,690,000
敷金・保証金	960,000	960,000	0
投資有価証券	1,390,000	1,190,800	199,200
長期前払費用	1,079,712	511,500	568,212
保険積立金	2,572,705	1,921,841	650,864
長期前払保険料	46,724,750	44,211,134	2,513,616
出資金	25,000	25,000	0
その他固定資産合計	344,273,642	321,053,051	23,220,591
固定資産合計	477,290,103	454,979,743	22,310,360
資産合計	679,545,103	558,147,941	121,397,162
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	35,485,725	25,511,497	9,974,228
前受金	580,545	580,557	△ 12
預り金	2,940,577	2,901,957	38,620
未払法人税等	423,800	3,781,400	△ 3,357,600
未払消費税等	9,333,000	9,707,600	△ 374,600
仮受金	24,180	139,120	△ 114,940
短期借入金	100,000,000	75,000,000	25,000,000
1年以内返済予定長期借入金	47,552,194	43,745,945	3,806,249
流動負債合計	196,340,021	161,368,076	34,971,945
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,016,460	3,926,691	△ 910,231
長期借入金	388,086,804	305,638,998	82,447,806
リース債務	13,174,095		13,174,095
固定負債合計	404,277,359	309,565,689	94,711,670
負債合計	600,617,380	470,933,765	129,683,615
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
補助金	1	1	0
受贈土地	120,000,000	120,000,000	0
指定正味財産合計	130,000,001	130,000,001	0
(うち基本財産への充当額)	( 10,000,000)	( 10,000,000)	( 0)
(うち特定資産への充当額)	( 120,000,001)	( 120,000,001)	( 0)
2. 一般正味財産	△ 51,072,278	△ 42,785,825	△ 8,286,453
(うち基本財産への充当額)	( 0)	( 0)	( 0)
(うち特定資産への充当額)	( 0)	( 0)	( 0)
正味財産合計	78,927,723	87,214,176	△ 8,286,453
負債及び正味財産合計	679,545,103	558,147,941	121,397,162

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	200	200	0
基本財産受取利息	200	200	0
特定資産運用益	4	2	2
特定資産受取利息	4	2	2
受取会費	0	0	0
事業収益	718,728,720	671,709,302	47,019,418
健診車健診収入	100,949,430	92,889,532	8,059,898
施設健診収入	364,128,982	323,101,943	41,027,039
まんのう町人間ドック収入	5,405,538	5,168,555	236,983
善通寺市人間ドック収入	14,899,275	14,917,719	△ 18,444
多度津町人間ドック収入	2,175,751	1,462,851	712,900
全国健康保険協会収入	114,512,868	110,594,126	3,918,742
保健指導収入	25,674,243	19,631,000	6,043,243
健康増進収入	10,229,822	7,344,067	2,885,755
診療収入	20,019,492	34,399,088	△ 14,379,596
国保請求収入	36,046,986	38,609,934	△ 2,562,948
社保請求収入	12,852,502	13,712,346	△ 859,844
ストレスチェック収入	1,652,300	1,189,900	462,400
受託検査収入	10,181,531	8,688,241	1,493,290
受取補助金等	850,643	1,855,000	△ 1,004,357
受取補助金等振替額	0	0	0
受取補助金等	850,643	1,855,000	△ 1,004,357
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
雑収益	499,080	16,860,883	△ 16,361,803
受取利息	27,314	434	26,880
受取配当金	46,300	55,650	△ 9,350
雑収入	425,466	16,804,799	△ 16,379,333
経常収益計	720,078,647	690,425,387	29,653,260
(2) 経常費用			
事業費	716,139,561	663,802,406	52,337,155
役員報酬	3,480,000	3,360,000	120,000
給料手当	333,023,105	312,206,650	20,816,455
法定福利費	41,927,465	30,266,198	11,661,267
福利厚生費	1,278,805	1,187,031	91,774
退職給付費用	3,587,457	3,646,621	△ 59,164
旅費交通費	8,006,358	7,476,126	530,232
通信運搬費	11,743,292	11,688,965	54,327
消耗品費	5,957,908	6,823,905	△ 865,997
修繕費	10,866,193	5,914,711	4,951,482
図書印刷費	1,787,415	2,244,399	△ 456,984

役務費	23,453,900	23,066,882	387,018
水道光熱費	8,482,992	7,849,326	633,666
賃借料	5,528,572	10,669,229	△ 5,140,657
保険料	4,305,549	3,572,280	733,269
公租公課	847,300	820,345	26,955
広告宣伝費	794,875	1,242,938	△ 448,063
会費	1,402,264	1,644,668	△ 242,404
交際接待費	383,505	240,176	143,329
委託検査料	20,949,005	22,325,410	△ 1,376,405
リース料	26,914,728	30,968,145	△ 4,053,417
給食費	12,168,052	10,945,557	1,222,495
材料費	113,808,744	97,923,533	15,885,211
支払利息	1,771,984	1,322,647	449,337
減価償却費	18,991,847	20,916,922	△ 1,925,075
支払手数料	17,485,085	10,789,445	6,695,640
健診宿泊料	3,433,093	3,440,028	△ 6,935
寄付金	1,550,000	1,050,000	500,000
講師料	2,708,642	2,831,957	△ 123,315
医療機器保守費	14,267,002	12,298,165	1,968,837
衛生管理費	11,738,400	10,739,118	999,282
教育研修費	80,003	668,140	△ 588,137
雑費	3,416,021	3,662,889	△ 246,868
管理費	12,028,206	9,465,935	2,562,271
役員報酬	720,000	690,000	30,000
給料手当	6,589,735	5,692,477	897,258
法定福利費	910,775	494,381	416,394
福利厚生費	617,472	0	617,472
退職給付費用	305,000	0	305,000
旅費交通費	103,375	59,166	44,209
通信運搬費	117,390	110,276	7,114
消耗品費	43,420	39,183	4,237
修繕費	24,933	13,920	11,013
図書印刷費	7,200	7,200	0
役務費	117,010	145,924	△ 28,914
水道光熱費	258,788	233,400	25,388
賃借料	76,368	76,368	0
保険料	5,660	34,735	△ 29,075
公租公課	322,795	57,557	265,238
広告宣伝費	4,091	2,700	1,391
会費	293,755	197,955	95,800
交際接待費	102,490	158,453	△ 55,963
リース料	1,716	1,144	572
給食費	0	154,224	△ 154,224
支払利息	708,247	364,994	343,253
減価償却費	234,148	244,423	△ 10,275
支払寄付金	10,000	10,000	0
衛生管理費	0	173,930	△ 173,930
雑費	453,838	503,525	△ 49,687
経常費用計	728,167,767	673,268,341	54,899,426
評価損益等調整前当期経常増減	△ 8,089,120	17,157,046	△ 25,246,166

基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	199,200	456,000	△ 256,800
投資有価証券評価損益等	199,200	456,000	△ 256,800
評価損益等計	199,200	456,000	△ 256,800
当期経常増減額	△ 7,889,920	17,613,046	△ 25,502,966
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	27,272	45,454	△ 18,182
医療器械売却益	0	45,454	△ 45,454
車両運搬具売却益	27,272	0	27,272
経常外収益計	27,272	45,454	△ 18,182
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	5	13	△ 8
雑損失	0	82,410	△ 82,410
経常外費用計	5	82,423	△ 82,418
当期経常外増減額	27,267	△ 36,969	64,236
税引前当期一般正味財産増減額	△ 7,862,653	17,576,077	△ 25,438,730
法人税、住民税及び事業税	423,800	3,849,000	△ 3,425,200
当期一般正味財産増減額	△ 8,286,453	13,727,077	△ 22,013,530
一般正味財産期首残高	△ 42,785,825	△ 56,512,902	13,727,077
一般正味財産期末残高	△ 51,072,278	△ 42,785,825	△ 8,286,453
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	130,000,001	130,000,001	0
指定正味財産期末残高	130,000,001	130,000,001	0
III 正味財産期末残高	78,927,723	87,214,176	△ 8,286,453

財 産 目 録

令和 7 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
<b>(流動資産)</b>				
現金及び預金	現金	手許保管	運転資金として	770,541
	預金	普通預金	運転資金として	66,352,737
	預金	百十四銀行坂出支店	普通預金	4,218,995
	預金	中国銀行坂出支店	普通預金	1,557,619
	預金	高松信用金庫坂出東支店	普通預金	801,074
	預金	伊予銀行坂出支店	普通預金	69,162
	預金	香川銀行坂出支店	普通預金	333,451
	預金	観音寺信用金庫坂出支店	定期預金	60,310,000
	未収金	中国銀行坂出支店	設備投資資金として	62,504,453
	前払費用	健診未収金等	公益事業及び収益事業に係る未収入金	1,219,686
	預け金	東亜ビジネスアソシエ (株) 他	賃料等、信用保証料の前払他	22,780
貯蔵品	リサイクル料	公益事業に係る預け金	4,094,502	
	医薬品等	公益事業及び収益事業に係る貯蔵品		
<b>流動資産合計</b>				<b>202,255,000</b>
<b>(固定資産)</b>				
基本財産	定期預金	百十四銀行坂出支店	運用益を公益事業に充てるために保有している	10,000,000
特定資産	退職積立金		職員の退職金の支払いに備えたもの	3,016,460
	医療機械	マンモCAD	公益事業に係る医療機械	1
	受贈土地	坂出市横津町3丁目178番地1 3640.11㎡	公益事業及び収益事業の用に供している	120,000,000
その他 固定資産	建物	坂出市横津町3丁目	公益事業及び収益事業の用に供している	237,704,780
	建物付属設備	火災報知器設備等	公益事業及び収益事業の用に供している	7,674,169
	構築物	車両土間嵩上げ工事等	公益事業及び収益事業の用に供している	1,202,113
	医療器械	健診機器等	公益事業及び収益事業の用に供している	11,807,112
	車輛運搬具	マイクロバス等	公益事業の用に供している	89,250
	器具備品	コンピューターシステム等	公益事業及び収益事業の用に供している	11,861,501
	ソフトウェア	電子カルテ等	公益事業の用に供している	930,168
	電話加入権	坂出市横津町3丁目	公益事業及び収益事業の用に供している	562,382
	建設仮勘定	(株)アルファインターナショナル	公益事業用の健診システム導入着手金	19,690,000
	敷金・保証金	大東建託 (株)	公益事業及び収益事業の用に供している	960,000
	投資有価証券	百十四銀行株式 400株	運用益を公益事業に充てるために保有している	1,390,000
	長期前払費用	日本メディカル (株) 他	X線骨密度測定装置保守料の前払他	1,079,712
	保険積立金	大同生命	役員及び職員の退職金の支払いに備えたもの	2,572,705
長期前払保険料	日本生命他	役員及び職員の退職金の支払いに備えたもの	46,724,750	
出資金		観音寺信用金庫	出資金	5,000
		香川医師協同組合	出資金	10,000
		巡回健診事業協同組合	出資金	10,000
<b>固定資産合計</b>				<b>477,290,103</b>
<b>資産合計</b>				<b>679,545,103</b>
<b>(流動負債)</b>				
未払金	前受金	化研テクノ (株) 他	公益事業及び収益事業に係る未払	35,485,725
	預り金	瀬戸運輸 (株) 他	収益事業に係る前受金	580,545
	未払法人税等	源泉所得税等	源泉所得税、住民税	2,940,577
	未払消費税等		法人税等の支払いに充てるため	423,800
	仮受金	従業員	消費税等の支払いに充てるため	9,333,000
	短期借入金	従業員	従業員弁当代	24,180
		百十四銀行坂出支店	運転資金	50,000,000
		中国銀行坂出支店	運転資金	50,000,000
	1年以内返済予定			
	長期借入金	百十四銀行坂出支店	公益事業及び収益事業の設備資金	29,320,000
		中国銀行坂出支店	運転資金	16,196,000
	維持会基金	公益事業及び収益事業の設備資金	2,036,194	
<b>流動負債合計</b>				<b>196,340,021</b>
<b>(固定負債)</b>				
退職給付引当金			職員の退職金の支払いに備えたもの	3,016,460
長期借入金	百十四銀行坂出支店	公益事業及び収益事業の設備資金		215,000,000
	中国銀行坂出支店	長期運転資金		86,980,000
	観音寺信用金庫	長期運転資金		50,000,000
	維持会基金	公益事業及び収益事業の設備資金		36,106,804

	リース債務	健診機器等	公益事業の用に供している	13,174,095
固定負債合計				404,277,359
負債合計				600,617,380
正味財産				78,927,723

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
定期預金			百十四銀行坂出支店 6,000,000円	健診、健康増進
建物			204,098,562円	健診、健康増進
建物付属設備			6,654,559円	健診、健康増進
構築物			1,043,129円	健診、健康増進
医療器械			11,409,067円	健診事業
車輛運搬具			89,250円	健診事業
器具備品			11,349,704円	健診、健康増進
ソフトウェア			448,334円	健診、健康増進
電話加入権			492,084円	健診、健康増進
建設仮勘定			19,690,000円	健診事業
敷金・保証金			123,000円	健診、健康増進
土地			105,600,000円	健診、健康増進
合計			366,997,689円	

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券は期末日の市場価格に基づく時価法によっている。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品は最終仕入原価法により計上している。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法による減価償却を実施している。  
ただし、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用している。  
リース資産は、リース期間定額法を採用している。  
ソフトウェアは定額法による減価償却を実施している。
- (4) 引当金の計上基準  
退職給付引当金・・・ 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生している自己都合退職給付見込み額に基づいて計上している。
- (5) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、売買取引に係る方法に準じた会計処理を原則とするが、一契約におけるリース料総額が300万円未満のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (6) 消費税等の会計処理方法  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
小 計	10,000,000	0	0	10,000,000
特定資産				
退職積立金	3,926,691	282,889	1,193,120	3,016,460
医療機械	1	0	0	1
受贈土地	120,000,000	0	0	120,000,000
小 計	123,926,692	282,889	1,193,120	123,016,461
合 計	133,926,692	282,889	1,193,120	133,016,461

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	10,000,000	( 10,000,000)	( 0)	( 0)
小 計	10,000,000	( 10,000,000)	( 0)	( 0)
特定資産				
退職積立金	3,016,460	( 0)	( 0)	( 3,016,460)
医療機械	1	( 1)	( 0)	( 0)
受贈土地	120,000,000	( 120,000,000)	( 0)	( 0)
小 計	123,016,461	( 120,000,001)	( 0)	( 3,016,460)
合 計	133,016,461	( 130,000,001)	( 0)	( 3,016,460)

4. 担保に供している資産

受贈土地120,000,000円及び建物237,704,780円は、長期借入金180,000,000円の担保に供している。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	318,349,103	80,644,323	237,704,780
建物付属設備	22,177,936	14,503,767	7,674,169
構築物	7,609,274	6,407,161	1,202,113
医療器械	85,133,510	73,326,397	11,807,113
車輛運搬具	5,767,804	5,678,554	89,250
器具備品	33,440,798	21,579,297	11,861,501
ソフトウェア	31,831,750	30,901,582	930,168
合 計	504,310,175	233,041,081	271,269,094

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
設備整備費国庫補助金	香川県	1	0	0	1	指定正味財産
マイナ保険証利用促進のための利用勸奨の取組に係る助成金	社会保険診療報酬支払基金	0	26,040	26,040	0	
マイナ保険証利用促進のための利用勸奨の取組に係る助成金	社会保険診療報酬支払基金	0	26,040	26,040	0	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	社会保険診療報酬支払基金	0	200,000	200,000	0	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	社会保険診療報酬支払基金	0	53,000	53,000	0	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	社会保険診療報酬支払基金	0	54,000	54,000	0	
令和6年度特定保健指導実績に対する報奨金	全国健康保険協会香川県支部	0	233,100	233,100	0	
医療福祉施設支援金	香川県	0	180,000	180,000	0	
生活習慣予防健診推進に対する報奨金	全国健康保険協会香川県支部	0	78,463	78,463	0	
合 計		1	850,643	850,643	1	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

当該事業年度は該当するものがない。

## 附属明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載しておりますので、その内容の記載を省略しております。

### 2. 引当金の明細

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	3,926,691	282,889	1,193,120	0	3,016,460

**公益財団法人 香川成人医学研究所**  
**令和7年度（2025年度）（第47期）事業計画**

令和7年度は、当法人にとって創立以来47年目、公益法人として登録して以来14年目に当たります。

当研究所はこれまで、国の予防医学や健康政策に基づいて、地域の人々の健康を守ることを目標に、公益事業の人間ドックや生活習慣病、特定健診などを行う健診部門ならびに健診結果に基づき栄養指導や運動指導により健康の維持改善を目指す健康増進部門、収益事業の患者の早期治療、治癒を目指す医療部門の3つの部門を三位一体として有機的に連携、機能させ、地域の人々の健康維持増進に貢献できるよう努力して参りました。

令和6年度は、地域の人口減少や高齢化の影響を受ける中で、前年度に続き感染症対策を続けるとともに、地域や職域の健康診断や保健指導、運動指導並びに診療を通じて、生活習慣の改善や疾病を予防し、また治療する機関としての役割を果たして参りました。また、健診業務運営に関して、専門家の支援も受けて業務体系を徹底的に分析し、新しい健診システムの導入を決定しました。

令和7年度は、令和6年度から準備してまいりました新しい健診システムを導入し、健診業務の円滑化、効率化を図るだけでなく、健診の予約から結果通知までの受診者の利便性の向上を図って参ります。また診療事業や健康増進事業の運営についても、急速に進展する情報技術や医療技術に柔軟に対応しながら、地域の人々の健康維持・増進と発病予防と治療に全力で取り組んで参ります。

令和7年度も引き続き、以下の基本理念、基本方針に基づく事業計画の達成に向けて、全役員・職員が一丸となって取り組むことといたします。

## I 基本理念

- 1 健診・医療・運動療法・栄養指導など、健康にかかわる総合的な活動を通して地域の健康増進に寄与します。
- 2 地域との連携を密にするため、地域が必要とする情報を最大限に発信するとともに、地域との交流を積極的に行います。
- 3 健康増進部門を新たな核として、健診と医療を有機的に機能させ、もって予防医学の新分野を研究開発します。

## II 基本方針

- 1 人間ドック、特定健診および特定保健指導の実績を年々向上させます。
- 2 健診結果を有機的に活用して、効率的かつ合理的な診療をおこない、早期治療に努めます。また、他の医療機関との連携を図ります。
- 3 栄養講座・運動療法講座などを開催し、地域との交流を通じ、健康意識の向上を図ります。
- 4 職員の技能と知識の向上を図るとともに、多能化を着実に進めます。
- 5 健康増進部門では、具体的な運動指導や栄養指導、保健指導を通じて地域の方々の心と身体の健康増進を目指します。そして、多面的な地域連携を図り、地域の人々の健康増進に努めます。

### Ⅲ 令和7年度事業計画

#### 1 公1 地域の人たちの健康増進に寄与するための成人疾患の予防に関する総合的健診事業

##### 1) 地域の人たちの健康増進に寄与するための健診事業

健診事業は成人病疾患を予防し、早期に発見、治療につなげるため、人間ドック、生活習慣病予防健診、法定健診等のサービスの充実に努めていますが、令和7年度は、施設健診において新健診システムの運用を開始し、健診の予約、健診受診、結果通知に至る健診全般の利便性の向上や検査の精度の向上を図るなど、地域の人たちの健康増進に努力して参ります。

##### (1) 施設健診

① 午前の人間ドック、全国健康保険協会の生活習慣病予防健診については、新健診システムの運用開始とともに、健診種別ごとの受診枠の見直しや検査順序、事務処理等全般的な態勢の見直しを行い、健診予約から受診、結果通知に至る健診全体の円滑な実施に努めるなど、受診者のサービスの向上を図ります。

また、生活習慣予防健診から人間ドックへのアップグレードや、オプション検査を積極的に推奨し、疾病の早期発見や予防、そして改善に努めます。

② 1泊ドックについては、繁忙期の予約枠の拡大や閑散期への予約の推奨などを行い、健診の円滑な実施に努めます。

③ 午後の人間ドックについては、受診者の増加に努めるとともに、受診者の需要も勘案しながら、計画的に実施します。

④ 全国健康保険協会の特定健康診査や労働安全衛生法上の健康診断などを対象とした午後健診は、週3回実施していますが、柔軟に実施日の増加や受診枠を増加させるなど、受診者の利便性の向上を図ります。

④ 日曜健診は、かがわマンモグラフィサンデーへの参加を含め、平日と同様の人間ドックなど全健診項目が受診できる体制で、期日を特定して実施いたします。

##### (2) 移動健診

移動健診については、地域や団体の要望を勘案しながら運用計画を立てて進めています。令和7年度は移動検診車の効率的な運用に努めるとともに、施設健診との連携を図りながら地域や団体の受診者の利便性の向上に努めて参ります。

##### (3) 健診の精度向上

医療技術者に最新の技術や知識、資格を取得させるため、積極的に各種学会や研修会等への参加や発表等に参加させるとともに、部門内研修などにより、担当職員全員の技術や意識のレベル向上をはかり、各種検査の精度の向上を図ります。

また、日本人間ドック学会の人間ドック健診施設機能評価基準に則り、健診業務全般にわたる精度の向上に努めてまいります。

##### (4) 健診業務の効率化

令和7年度は新しい健診システムの導入を開始し、健診の予約、案内から健診実施、結果の判定、結果表の作成、結果の報告、そして健診料金の請求に至るまでを一体化した健診業務全般にわたる業務処理の迅速化や効率化を目指します。

#### (5) 受診者（お客様）サービスの向上

新健診システムの運用を開始し、予約枠の改善、健診の進め方の改善、検査待ち時間の短縮等受診者サービスの改善、向上など具体的な対策を実行に移します。

また、スマホのCARADAアプリ登録者は5000人を超え、新健診システム導入に合わせて希望者は予約から受診勧奨、健診結果の送付までをCARADAアプリで行えるように進めてゆくなど、受診者の利便性の向上を図ってまいります。

また、前年度に引き続き令和7年度も受診者満足度調査を実施し、その結果をお客様サービスの改善に反映させるなど、更なるお客様満足度向上に努めます。

### 2) 学術研究を通じた地域の人たちのための健康増進事業

#### (1) 研究成果の発表

- ① 職員が各種学会等へ参加するとともに研究発表等に関わることや、自主的な研究開発活動にも積極的に取り組むことで、知識や技能ならびに意識の向上を図り、健診業務の精度や顧客満足度の向上に活かします。
- ② 健診業務を通じて得た令和6年度までのデータを集計・分析・評価し、業績集としてまとめて公表いたします。また、その他健康増進に関する研究成果や学術論文などについても同様に業績集にまとめ、地域の行政機関や関係団体に配布するなど積極的に公表して参ります。

#### (2) 研究助成事業

医学研究者の資質向上を通じて地域住民の健康維持増進に貢献することを目的に、令和7年度も学術研究機関への研究助成を計画いたします。

### 2 公2 地域の人たちの健康増進に寄与するための成人疾患に関する啓発事業

「自らの健康は自らが守る」という意識の啓発と普及を図るため、特定保健指導事業と健康増進事業を2本柱に、生活習慣病の予防など地域の人たちの健康増進に寄与して参ります。

#### 1) 特定保健指導事業

健診結果に基づく特定保健指導は、動機付け支援、積極的支援など対象者のレベルに応じて、自分の健康について自覚をもって改善に継続的に取り組めるよう、様々な働きかけを行っており、指導体制の充実や指導対象者に対するアプローチ方法の改善等により実施率が徐々に上昇しています。令和7年度は新健診システムとの連携の中でペーパーレス、階層化判定業務など効率的な保健指導に取り組み、支援者の健康改善に努めて参ります。

#### 2) 健康増進事業

##### (1) 健康維持増進コース

当研究所ウェルプロモーションの施設は、香川県の中・西讃地区で唯一の厚生労働省認定の指定運動療法施設です。この施設を活用し、生活習慣病と診断されたり、認知症予防を希望する方々への健康維持増進を目指して、健診とクリニック、運動指導、保健指導、食事指導、座学を一体となって取り組む「生活習慣病コース(A)」「生活習慣病コース(B)」「脳内活性化コース」の3コースを創設し、地域住民の健康増進に努めております。また、新たに生活習慣病改善の「パーソナルコース」も取り入れるとともに、令和5～6年度に実施した生活習慣病改善コースの実証研究の結果を公表し、コース参加の推奨を行うなど、

新型コロナウイルス感染症の蔓延で減少していた参加者数の回復に努めて参ります。

## (2) 健康講座、健康講演会等

毎月1回テーマを決めて各部門が担当して「健康だより」を作成し、ホームページやCARADAアプリを活用して、閲覧者や登録者に送信しております。また、令和6年度は、これに加えて地域の人たちを集めた対面形式の健康講座も開催いたしました。

令和7年度は、地域住民を対象として本研究所を施設を開放して行う健康講演会や簡易な健診や認知症テスト、トレーニング機材の解放、スタジオレッスンなどを無料で行う「健康のつどい」の開催も計画いたします。

さらに所外の公共施設を活用し、坂出市やその他関係機関と連携した健康講演会など健康をテーマとした活動にも積極的に取り組むことといたします。

## 3 収1 診療事業

本研究所の診療事業は、健診施設と併設し、地域に根差し、効率的且つ合理的な診療を行う「かかりつけ医」として、病気の早期発見、早期治療に努めています。

令和7年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの疑いのある者の診療や検査の実施、ワクチンの接種など、地域の人たちの感染予防や防止に努めるとともに、地域における初期診療や治療、継続的健康管理、予防医療に努めます。

また、これまで地域住民の高齢化や情報化社会の進展の中で、患者情報の共有化のための電子処方せんの導入やオンライン診療に対応する体制も整備して参りました。令和7年度はこれらの運用を進め、患者への医療サービスの向上にも努力いたします。

## 4 収2 受託検査事業

令和7年度も前年度に引き続き、企業や団体からの委託を受けて各種の検査を実施します。特に中讃地区の坂出市、宇多津町、丸亀市、綾川町の小中学校の小児生活習慣病の受託検査については、引き続き受託を計画いたします。

## 5 全般共通課題

- 1) ITやAIなど急速に進化する情報技術などを十分に活用し、全ての部門において業務の効率化、省力化に努めるとともに、施設をご利用いただいている受診者や参加者へのサービスの向上ならびにお客様の満足度向上を図ります。
- 2) 各部門毎に業務目標を設定するとともに、部門長等等役職者の役割を明確にし、全組織、全職員が一丸となって目標達成に向けて邁進する力強い組織づくりを目指します。
- 3) 組織間、職員間の情報の共有化を目指して、全職員が「報告、連絡、相談」を密に行い、インシデントやアクシデントの撲滅をはじめ、職員間の信頼性の強化に努めます。
- 4) 所内外の医療技術や職務能力のレベルアップ研修への参加やOJT等、あらゆる機会をとらえて職員個々人の意識、知識、技能の向上を図り、研究所全体の業務執行能力の向上を図ります。
- 5) 全職員がコスト意識を高め、高騰を続ける経費を少しでも節約、削減し、事業運営が円滑に進むよう努めてまいります。
- 6) 全職員が毎日健康的で安心して働ける、風通しの良い明るい職場づくりに努めます。

#### IV 資金調達及び設備投資、計画

##### 1 資金調達計画

令和7年度の資金調達計画は次のとおりです。

借入先	金額	使途計画
地方銀行など	8,000万円	新・健診システム（汎用）（令和7年度分）他設備投資等

##### 2 設備投資計画

令和7年度の設備投資計画は次のとおりです。

設置・整備計画の設備・機器	支出予定金額	資金調達方法等
新・健診システム（汎用）（令和7年度分）	6,000万円	借入金
WEB予約システム導入	200万円	借入金
超音波診断装置更新	600万円	自己資金

**公益財団法人香川成人医学研究所令和 7年度正味財産増減計画書（内訳書）**  
令和7年4月1日～令和8年3月31日

（単位：円）

科目	公益目的事業会計		共通	公益事業合計	収益事業会計			共通	収益事業合計	法人会計	合計
	公益1	公益2			収益1	収益2	過去の事業				
	健診事業	健康増進事業			診療事業	受託検査事業					
<b>I 一般正味財産の部</b>											
<b>1. 経常増減の部</b>											
<b>(1) 経常収益</b>											
①基本財産運用益	-	-		-	-	-		-	-	-	-
基本財産受取利息	-	-		-	-	-		-	-	-	-
②事業収益	624,840,000	34,500,000		659,340,000	72,330,000	7,000,000		79,330,000			738,670,000
健診事業収益	624,840,000			624,840,000							624,840,000
巡回健診収入	99,921,000			99,921,000							99,921,000
施設健診収入	402,343,000			402,343,000							402,343,000
全国健康保険協会 受託研究事業収益	122,576,000			122,576,000							122,576,000
保健指導収益		34,500,000		34,500,000							34,500,000
保健指導収入		25,500,000		25,500,000							25,500,000
健康増進コース収入		9,000,000		9,000,000							9,000,000
講演会収入収益											
講演会収入											
診療事業収益					72,330,000			72,330,000			72,330,000
診療所収入					21,600,000			21,600,000			21,600,000
国保請求収入					36,200,000			36,200,000			36,200,000
社保請求収入					12,700,000			12,700,000			12,700,000
ストレスチェック収入					1,830,000			1,830,000			1,830,000
受託検査事業収益						7,000,000		7,000,000			7,000,000
受託検査収入						7,000,000		7,000,000			7,000,000
③受取補助金											
④受取寄付金											
⑤雑収益	642,000			642,000							642,000
受取利息											
受取配当金	46,000										
助成金収入											
受取地代											
雑収入	596,000			596,000							596,000
<b>経常収益計</b>	<b>625,482,000</b>	<b>34,500,000</b>		<b>659,982,000</b>	<b>72,330,000</b>	<b>7,000,000</b>		<b>79,330,000</b>			<b>739,312,000</b>
<b>(2) 経常費用</b>											
事業費											
給料及手当	241,693,000	38,438,000		280,131,000	24,954,000	1,200,000		26,154,000	5,815,000		312,100,000
法定福利費	25,900,000	7,160,000		33,060,000	3,440,000	120,000		3,560,000	680,000		37,300,000
賞与手当	20,745,000	4,692,000		25,437,000	2,291,000			2,291,000	701,000		28,429,000
福利厚生費	976,000	258,000		1,234,000	198,000			198,000	508,000		1,940,000
退職給付費用	2,809,000	468,000		3,277,000	216,000			216,000	305,000		3,798,000
役員報酬	2,400,000	300,000		2,700,000	780,000			780,000	720,000		4,200,000
旅費交通費	7,222,000	736,000		7,958,000	131,000			131,000	96,000		8,185,000
通信運送費	10,447,000	410,000		10,857,000	336,000			336,000	114,000		11,307,000
消耗品費	5,422,000	472,000		5,894,000	298,000			298,000	56,000		6,248,000
修繕費	10,000,000	380,000		10,380,000					14,000		10,394,000
図書印刷費	1,653,000	534,000		2,187,000	8,000			8,000	8,000		2,203,000
役員費	22,495,000	2,941,000		25,436,000	1,391,000			1,391,000	119,000		26,946,000
光熱水料費	6,667,000	657,000		7,324,000	958,000	48,000		1,006,000	258,000		8,588,000
賃借料	4,630,000	264,000		4,894,000	636,000			636,000	73,000		5,603,000
保険料	3,961,000	12,000		3,973,000	14,000			14,000	18,000		4,005,000
公租公課	783,000	85,000		868,000	54,000			54,000	15,000		937,000
広告宣伝費	486,000	441,000		927,000	137,000			137,000	5,000		1,069,000
会費	792,000	220,000		1,012,000	368,000			368,000	289,000		1,669,000
交際接待費	377,000			377,000					149,000		526,000
委託検査料	15,819,000			15,819,000	2,146,000	297,000		2,443,000			18,262,000
リース料	27,660,000	1,500,000		29,160,000	2,448,000			2,448,000			31,608,000
給食費	12,012,000	68,000		12,080,000							12,080,000
材料費	96,732,000	12,000		96,744,000	7,358,000	2,963,000		10,321,000			107,065,000
支払利息					1,500,000			1,500,000	2,880,000		4,380,000
会議費									109,000		109,000
減価償却費	27,468,000	2,810,000		30,278,000	1,836,000			1,836,000	239,000		32,353,000
支払手数料	17,280,000			17,280,000							17,280,000
健診宿泊料	4,043,000			4,043,000							4,043,000
寄附金	50,000			50,000					10,000		60,000
講師料		2,767,000		2,767,000							2,767,000
医療機器保守費	8,940,000	504,000		9,444,000	4,608,000			4,608,000			14,052,000
衛生管理費	11,142,000	475,000		11,617,000	659,000			659,000	177,000		12,453,000
教育研修費	138,000	38,000		176,000					30,000		206,000
研究助成支出											
雑費	3,171,000	236,000		3,407,000	281,000			281,000	443,000		4,131,000
<b>経常費用計</b>	<b>593,913,000</b>	<b>66,878,000</b>		<b>660,791,000</b>	<b>57,046,000</b>	<b>4,628,000</b>		<b>61,674,000</b>	<b>13,831,000</b>		<b>736,296,000</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>31,569,000</b>	<b>-32,378,000</b>		<b>-809,000</b>	<b>15,284,000</b>	<b>2,372,000</b>		<b>17,656,000</b>	<b>-13,831,000</b>		<b>3,016,000</b>
<b>2. 経常外増減の部</b>											
<b>(1) 経常外収益</b>											
①基本財産売却益											
②固定資産売却益											
③長期前払保険料戻収入											
④前期損益修正益											
⑤退職給与引当金取崩額											
<b>経常外収益計</b>											
<b>(2) 経常外費用</b>											
①基本財産評価損											
②有価証券評価損											
③前期損益修正損											
④雑損失											
<b>経常外費用計</b>											
<b>当期経常外増減額</b>											
<b>他会計振替額</b>			8,237,651	8,237,651				-8,237,651	-8,237,651		
<b>税引前当期一般正味財産増</b>	<b>31,569,000</b>	<b>-32,378,000</b>	<b>8,237,651</b>	<b>7,428,651</b>	<b>15,284,000</b>	<b>2,372,000</b>		<b>-8,237,651</b>	<b>9,418,349</b>	<b>-13,831,000</b>	<b>3,016,000</b>
法人税、住民税及び事業税								2,471,295			2,471,295
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>31,569,000</b>	<b>-32,378,000</b>	<b>8,237,651</b>	<b>7,428,651</b>	<b>15,284,000</b>	<b>2,372,000</b>		<b>-8,237,651</b>	<b>6,947,054</b>	<b>-13,831,000</b>	<b>544,705</b>
<b>II 指定正味財産増減の部</b>											
①受取補助金等											
②受取負担金											
③受取寄付金											
④固定資産受贈益											
⑤一般正味財産への振替額											
当期指定正味財産増減額											
指定正味財産期首残高	120,000,001			120,000,001					10,000,000		130,000,001
指定正味財産期末残高	120,000,000			120,000,000					10,000,000		130,000,000
<b>III 正味財産期末残高</b>											
<b>正味財産期末残高</b>	<b>127,474,488</b>	<b>-153,629,398</b>	<b>186,469,087</b>	<b>160,314,177</b>	<b>409,242,422</b>	<b>37,370,243</b>		<b>-175,669,152</b>	<b>244,086,772</b>	<b>-330,369,146</b>	<b>74,031,803</b>

# 公益財団法人香川成人医学研究所

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49条）第5条第13号及び定款第21条第1項から第3項並びに第39条の規定に基づき、公益財団法人香川成人医学研究所の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員等の報酬の種類は、役員報酬、交通費、謝金および退職慰労金とする。

(報酬の決定基準)

第3条 常勤理事の報酬は評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して理事会で決定する。

2 常勤監事の報酬は評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

3 常勤評議員の報酬は定款において定められた総額の範囲内において、評議員会で決定するのとする。

(報酬の支給額)

第4条 前条により定めた各役員ごとの役員報酬等の支給については役員等報酬規程細則に、また退職慰労金の支給については役員等退職慰労金細則に定める。

(報酬の支払い方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、役員等に支払うべき報酬金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等の報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第6条 役員等の報酬の支給日は、職員賃金規程に定める賃金支給日に準ずるものとする。ただし、非常勤の役員等については、事実発生日以降速やかに支給する。

(日割り計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規程により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

平成24年 4月 1日 施行  
令和 4年 6月18日 一部改正

## 役員等報酬規程細則

役員報酬等規程（平成24年4月1日施行）の規定に基づき、役員等報酬の総額および支給額について以下のとおり定める。

1. 理事長 総額6,000,000円（税込）  
ただし、職制による給与がある場合には、給与とは別に役員報酬として月額15万円（税込）を限度に支給することができる。
2. 副理事長 総額5,000,000円（税込）  
ただし、職制による給与がある場合には、給与とは別に役員報酬として一人当たり月額10万円（税込）を限度に支給することができる。
3. 専務理事 総額4,800,000円（税込）  
ただし、職制による給与がある場合には、給与とは別に役員報酬として一人当たり月額5万円（税込）を限度に支給することができる。
4. 理事 総額2,400,000円（税込）  
ただし、職制による給与がある場合には、給与とは別に役員報酬として一人当たり月額5万円（税込）を限度に支給することができる。
5. 監事 総額300,000円（税込）  
監事は役員報酬を支給しない。監事会、理事会、評議員会に出席した場合に、1日一人当たり3万円（税込）の交通費・謝金を支給する。
6. 評議員 総額500,000円  
評議員会開催にあたり、1回一人当たり2万円（税込）の謝金を支給する。

平成24年 4月 1日 施行  
平成29年 6月24日 一部改正  
令和 4年 6月18日 一部改正

## 役員等退職慰労金細則

公益財団法人香川成人医学研究所の役員等報酬規程に鑑み、役員等の退職慰労金について、次の基準により支給する。なお、支給にあたっては、退任直前の理事会で決定し、評議員会の了承を得るものとする。

- 1 常勤の役員等が退任した場合は、就任年数に10万円を乗じた金額を支給する。
- 2 非常勤の役員等が退任した場合は、就任年数に10万円を乗じ、それにさらに0.2を乗じた金額を支給する。

平成29年 6月24日 施行